

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に
掲げる協議が調ったことの証明書（案）

令和 8 年 6 月 29 日に開催した令和 8 年度第 1 回稲城市運賃協議会において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 路線又は営業区域の変更箇所

- (1) 対象路線：「稲城市コミュニティバス（i バス）」
・南多摩駅～稲城・府中メモリアルパーク路線（i バス A コース）
- (2) 対象期間：令和 8 年 6 月 15 日から
- (3) 運賃（料金）の種類、金額及び適用方法：下記の表のとおり

利用者等		運賃
大人（中学生以上）	全部を現金で支払う場合	200 円
	全部を I C カードで支払う場合	—
各種手帳所持者	全部を現金で支払う場合	100 円
	全部を I C カードで支払う場合	—
小児	全部を現金で支払う場合	50 円
	全部を I C カードで支払う場合	—
	全部を現金で支払う場合	30 円
	全部を I C カードで支払う場合	—
	1 歳以上～6 歳未満（幼児）	50 円
	小学生以上が同伴する幼児 2 名まで	無料
1 歳未満（乳児）		無料

※東京都シルバーパス、その他の割引制度の適用を行う。

- (4) 変更内容：運行路線の一部付け替え
※詳細は別添資料参照

2 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
南観光交通株式会社

令和 8 年 6 月 29 日

稲城市運賃協議会

南山東部土地区画整理事業地内 南山小学校前の道路の仮設道路暫定切替え

